社会福祉法人精華町社会福祉協議会 福祉関係実習生受入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉の将来を担う人材を育成することが、社会福祉 法人の社会的責務であることに鑑み、社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する多様な社会福祉活動の実習を通じ、社会福祉 関係者の人材育成を図ることを本会の基本姿勢として位置付けるとともに、 福祉関係実習生の実習受入について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

- 第2条 この要綱に基づいて本会が受入れる実習生は、次の各号のいずれにも 該当する者とする。ただし、本会会長が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 現に大学又はその他の教育機関(以下「大学等」という。) に在籍している者。
 - (2) 原則として、精華町内に在住している者。

(費用)

第3条 大学等及び実習生が、本会において実習を受けるための費用は無料とする。

(受入の内諾)

- 第4条 大学等は、あらかじめ本会に文書等で申し出、受入について内諾を得なければならない。
- 2 本会事務局長は、次の各号に規定する事項を大学等と確認のうえ、本会の 業務運営に支障のない限り、実習の受入を内諾することができる。
- (1) 大学等に実習の担当指導者を配置していること
- (2) 実習生の不注意等により発生した事故については、原則として、当該実習生の在籍する大学等がその責任を負うこと。

(承認)

- 第5条 事務局長は、前条の規定に基づく申請があった場合、次項の規定により実習の承認又は不承認を決定し、通知する。
- 2 次の事項に該当する者は、その実習を不承認とする。
- (1) 心身ともに健康であると認められない者
- (2) 本会の正常な社会福祉活動を妨げるおそれのある者

(承認の取消)

第6条 事務局長は、実習期間中、前条第2項の規定に相当する事実が認められた実習生については、その実習について承認を取り消し、当該実習生の在籍する大学等あてに通知する。

(実習指導担当者)

- 第7条 事務局長は、実習生の指導にあたる担当者(以下、「実習指導担当者」 という。)を定め、その実習を適正に行うものとする。
- 2 実習指導担当者は、実習生受け入れに必要な措置を執るとともに、本会の 各事業担当者と調整した上で、事前に利用者並びにその家族等の意向に配慮 するものとする。

(遵守事項)

- 第8条 実習生は、本会職員が遵守すべき規則のほか、この要綱の規定を守らなければならない。
- 2 実習生は、前項の規定に基づいて、あらかじめ本会に対して誓約書を提出 しなければならない。
- 3 実習生が所属する大学等は、前項の規定に基づいて、当該実習生に対して 誓約書の遵守について指導徹底を図らなければならない。
- 4 実習生または実習生が所属する大学等は、実習中の事故に備え、傷害保険 及び損害賠償責任保険に加入しなければならない。

(覚書)

第9条 実習生が所属する大学等及び本会は、前条の規定を遵守するために実 習生受入に関する覚書を交換するものとする。

(事故報告)

第10条 実習生による事故発生の場合、事務局長は直ちに本会会長に報告しなければならない。

(秘密保持)

第11条 実習生は、実習中に知り得た利用者等の個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 実習生の受入に関する事務は、本会地域福祉課総務係において処理 する。 (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。